

意見書案 第 号

消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書

消防団は、地域における消防防災体制の中核的な存在であり、自然災害が激甚化・頻発化し、巨大地震の発生等が懸念される中、地域住民の消防団に対する期待はますます大きくなっている。

一方、少子・高齢化、サラリーマン化の進展等の社会環境の変化により、消防団員数は年々減少しており、消防団員の加入を促進し、十分な消火・災害活動等を行えるよう、消防団の充実強化に向けた積極的な取組が求められている。

こうした中、国においては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）の制定をはじめ、消防団員の報酬等の処遇改善に伴う地方財政措置の見直し等の措置が講じられている。

しかしながら、本県においては、消防団員数が約 4 万人（全国 1 位）で、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、交付税措置に用いられる標準額支払団員数が実態と乖離しており、財政負担が増大している市町も見受けられる。

よって、国におかれては、現下の消防団を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、消防団員の加入促進及び消防団活動への支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 市町が必要な消防団員数を確保し、消防団による十分な消火・災害活動等が行えるよう、標準額支払団員数が実態と乖離していることを踏まえ、消防団員数や活動実績等に応じた消防団員の報酬に係る交付税措置の更なる拡充など、市町への一層の財政支援を行うこと。
- 2 消防団の活性化、とりわけ女性消防団員の加入促進や活動の活性化に資する市町の取組への支援を強化すること。
- 3 消防団員の加入促進に向けた広報活動を一層強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案 第 号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく 40、50、60、70 歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務付けされているのみである。

近年、歯と口腔の健康は、心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、健康寿命の延伸やQOLの向上のためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要である。人生 100 年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要である。

こうした中、国において令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。また、令和 6 年度から適用される健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本 21（第 3 次））」の実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科検診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合」を令和 14 年度には 95%にすることが指標として明記された。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に酌み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発

や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案 第 号

「2024 年問題」に関する対策を求める意見書

働き方改革関連法は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として 2019 年 4 月から施行された。多くの産業において労働環境に重要な変革をもたらし、社会全体の労働環境を質的に向上させている。

しかし、工作物の建設・自動車運転・医療などの適用猶予事業・業務については、それらの業務の特性や取引慣行の課題があるとされ、時間外労働の上限については 5 年間猶予期間が設けられた。この一部特例付きの適用は、様々な独自の課題や課題に対応するための暫定的な措置とされている。

この 5 年間の猶予が終了する 2024 年 4 月 1 日以降には、適用猶予事業・業務については様々な問題が懸念されている。

したがって、国におかれては、関係団体・企業等からの意見を十分に考慮し、さらには専門家の意見やデータも活用しながら、適用猶予事業・業務における長時間労働の是正と多様な働き方の実現に向けての具体的な対策に積極的に取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案 第 号

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成 18 年に山形大学を中心に関連 8 学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ。

その結果、平成 28 年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、それまでの高額な自費診療から保険診療でのブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、公的な研究によって報告されているとおり、脳脊髄液減少症の症状において約 10%の人が保険適用の要件である起立性頭痛として認められないため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一箇所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告され、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療する必要があるが、診療上の評価がされていない。

よって、国におかれては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の症状として、起立性頭痛が見られない場合でも保険適用とすること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療報酬を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案 第 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子化・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められているが、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足している。

政府は「骨太方針 2021」において 2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応するため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もった上、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた抜本的な改善を行うこと。
- 4 会計年度任用職員制度の運用について、2024 年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善、雇用確保を実現するため、引き続き所要額の調査を行うなど、その財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛